

# FIT制度への的確対応を！ 木質バイオマス認定事業者セミナー2017 (概要報告)



1. 目的：平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定買取制度」(FIT制度)が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。事業者認定制度発定から5年が経過し、認定事業者数も県内東部地区を主体に増加傾向にある中、制度運用実務者である認定事業者の責務を再確認し、認定制度の的確運用を目指す。

2. 開催日&会場：平成29年11月22日(水) 14:00~15:30  
静岡県富士総合庁舎 本館6階 601会議室(富士市本市場441-1)

3. 参加者：計43名 内訳 ⇒ 認定事業者34名、申請予定者2名、行政1名、外部講師1名、その他1名、事務局4名

## 4. 内容

●主催者挨拶：静岡県木材協同組合連合会 事務局 又平義和

平成24年度制度立上げ当時は、認定事業者がいなかったが、近年、バイオマス発電事業が稼働し始め、認定事業者が増加傾向にあることを報告した。これまでは制度の指導団体がなかったことから、県木連として詳細情報を提供できなかったが、今回、日本木質バイオマス協会からの講師派遣により、セミナーを開催することとなった旨を説明した。

また、制度の背景になっているFIT制度はエンドユーザーが費用を負担していることから、認定事業者は、厳格に制度運用していく事が重要であり、このセミナーを意思統一、情報共有の場としたい旨を説明した。

●講座：「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用に向けて

・講師：一般社団法人 日本木質バイオマス協会  
専門調査員 兼 特別研究員 前川洋平氏

以下、①~③の内容について、解説された。

### ① 日本木質バイオマスエネルギー協会について

- ・2012年から任意団体として活動し、2015年に法人化。林野庁作成の「ガイドライン」に関する調査では、認定団体・事業者数、運用状況等が不透明なことが浮き彫りになったため、現場調査等を行い、業者の規模把握、マニュアル作成、講習会の開催等を行っている。
- ・今後も発電に関わらず熱利用を目指し、相談窓口の設置、技術開発等を支援していく。

### ② ガイドラインとは

- ・木質バイオマス発電所の現況、ガイドラインの概要を説明。不用意な認定、虚偽の証明書の発行は、信用を失墜させ、FIT制度が国民的議論の対象になる可能性があるため、厳格に運用する事が重要である。
- ・「総務省による行政評価、監視」の結果、「ガイドラインが適切に運用されていない」と報告され、指摘を受けた不適正な事例を紹介するので、これらをよく確認し、適切な運用に努めてもらいたい。

### ③ 認定団体、認定事業者について

- ・認定団体は、認定、更新審査時に認定事業者としての適合性の判断が重要であると共に、認定事業者を認定時の状態に維持管理する事が必要である。
- ・認定事業者は、認定時の状態を維持する努力が必要である。また、由来の明確化が重要であり、由来ごとの分別管理、証明書の確実な連鎖により、信頼性を確保する必要がある。



# 木質バイオマス認定事業者セミナー2017

